

さいたま市議会 告示番号	さいたま市議会告示名	公布年月日
さいたま市議会 告示第1号	さいたま市議会議会局処務規程の一部を改正する 告示	令和5年3月31日
さいたま市議会 告示第2号	さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例施 行規程	令和5年3月31日

さいたま市議会告示第1号

さいたま市議会議会局処務規程の一部を改正する告示

さいたま市議会議会局処務規程（平成20年さいたま市議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(分掌事務)</p> <p>第3条 前条に規定する内部組織の分掌事務は、お おむね次のとおりとする。 総務部 秘書総務課 (1)～(12) [略] <u>(13) 議会の個人情報保護に関すること。</u> (14) [略] (15) [略] (16) [略] (17) <u>局内の所掌事務に係る審査請求に係る審査庁 に関すること。</u> (18) [略] (19) [略] (20) [略] [略] 2・3 [略]</p> <p style="text-align: center;">(職員)</p> <p>第5条 [略] <u>2 局に理事又は総合調整幹を置くことができる。</u> <u>3 部に副理事、次長、参事又は調整幹を置くこと ができる。</u> <u>4 課に副参事、課長補佐、主幹、専門幹、参与又 は主査を置くことができる。</u> <u>5 前各項に定める者のほか、課に主任、主事、技 師その他所要の職員を置くことができる。</u> <u>6 前各項に規定する職員は、地方自治法第138 条第3項に規定する書記その他の職員をもって充</u></p>	<p style="text-align: center;">(分掌事務)</p> <p>第3条 前条に規定する内部組織の分掌事務は、お おむね次のとおりとする。 総務部 秘書総務課 (1)～(12) [略] (13) [略] (14) [略] (15) [略] (16) [略] (17) [略] (18) [略] [略] 2・3 [略]</p> <p style="text-align: center;">(職員)</p> <p>第5条 [略] <u>2 議長は、前項に規定する職員のほか、必要な職 員を置くことができる。</u> <u>3 前2項に規定する職員は、地方自治法第138 条第3項に規定する書記その他の職員をもって充</u></p>

てる。

(職務)

第6条 [略]

- 2 理事、部長、副理事、次長、参事、課長、副参事、総合調整幹、調整幹及び係長は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。
- 3 課長補佐は、課長を補佐するとともに、上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。
- 4 主幹、専門幹及び主査は、上司の命を受け、担当事務に従事し、所属の職員があるときは、その事務を処理するためこれを指揮監督する。
- 5 参与は、上司の命を受け、特に指定された事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。
- 6 前条第5項の規定により置く職員は、上司の命を受け、担当事務に従事する。

第7条 [略]

第8条 [略]

第9条 [略]

第10条 [略]

第11条 [略]

第12条 [略]

(代決の制限)

第13条 第9条の規定は、代決について準用する。

第14条 [略]

てる。

(職務)

第6条 [略]

- 2 部長、課長及び係長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- 3 前条第2項の規定により置く職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(職務の代理)

- 第7条 局長に事故があるとき又は局長が欠けたときは各所管の部長が、部長に事故があるとき又は部長が欠けたときは各所管の課長がその職務を代理する。
- 2 局長、部長及び課長のすべてに事故があるとき又は局長、部長及び課長のすべてが欠けたときは、各所管の課の上席者がその職務を代理する。

第8条 [略]

第9条 [略]

第10条 [略]

第11条 [略]

第12条 [略]

第13条 [略]

(代決の制限)

第14条 第10条の規定は、代決について準用する。

第15条 [略]

第15条 [略]

第16条 [略]

第17条 [略]

第16条 [略]

第17条 [略]

第18条 [略]

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市議会告示第2号

さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この告示は、さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年さいたま市条例第51号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この告示において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号

(3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号

(4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号

(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定

する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号

- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号
(要配慮個人情報)

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身

の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に
いう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項
に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人情報保護管理者）

第5条 条例第11条の個人情報保護管理者は、さいたま市議会議会局処務規程（平成20年さいたま市議会告示第1号）第2条に規定する課の長とする。

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第6条 条例第13条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。

)の漏えい、滅失若しくは毀損(以下この条において「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがある事態

(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第13条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

(1) 概要

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目

(3) 原因

(4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

(5) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項

(電磁的方法)

第7条 条例第17条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)

(2) 電子メールを送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)

(3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。)を送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第8条 条例第18条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

(1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

(2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工

情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講じること。

- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講じること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第9条 議長は、個人情報ファイル（条例第19条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

- 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第19条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

- 6 条例第19条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別

- (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

- 7 条例第19条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。

- 8 条例第19条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準じる事項を記録するもの（アに掲げる者

の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)

ア 執行機関の職員又は当該職員であった者

イ 条例第19条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

(2) 条例第19条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準じる事項を記録するもの

9 条例第19条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第19条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(保有個人情報開示請求書)

第10条 条例第21条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書(様式第1号)によるものとする。

(開示請求等における本人確認手続等)

第11条 条例第21条第2項、第34条第2項又は第41条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 保有個人情報開示請求書、保有個人情報訂正請求書又は保有個人情報利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が
適当と認める書類
- 2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下「開
示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、
次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。
 - (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
 - (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であ
ることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日
前30日以内に作成されたもの
- 3 条例第20条第2項、第33条第2項又は第40条第2項の規定により代理人が
開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証
明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長
に提示し、又は提出しなければならない。
- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前に
その資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない
い。
- 5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものと
みなす。

（開示決定の通知）

第12条 条例第26条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- (2) 対面による開示を実施することができる日、時間及び場所並びに対面による開
示の実施を求める場合にあっては、条例第30条第3項の規定による申出をする
際に開示を実施することができる日のうちから開示の実施を希望する日を選択す
べき旨
- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要
する日数及び送付に要する費用

（保有個人情報開示決定通知書等）

第13条 条例第26条第1項の書面は、保有個人情報開示決定通知書（様式第2号）とする。

2 条例第26条第2項の書面は、保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書（様式第3号）とする。

（保有個人情報開示決定等期限延長通知書）

第14条 条例第27条第2項の書面は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第4号）とする。

（保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書）

第15条 条例第28条第1項の書面は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第5号）とする。

（第三者意見照会書等）

第16条 条例第29条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等に係る第三者意見照会書（様式第6号）により行うものとする。

2 条例第29条第2項の書面は、保有個人情報開示決定等に係る第三者意見照会書（様式第7号）とする。

3 条例第29条第1項又は第2項の意見書は、保有個人情報開示決定等に係る第三者意見書（様式第8号）とする。

4 議長は、条例第29条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第29条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第29条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前項各号に掲げる事項

(2) 条例第29条第2項各号のいずれに該当するかの特及びその理由

7 条例第29条第3項の書面は、保有個人情報開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書（様式第9号）とする。

(電磁的記録の開示方法)

第17条 条例第30条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。

(1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付

(2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法（プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したものの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

(開示の実施の方法等の申出)

第18条 条例第30条第3項の規定による申出は、保有個人情報開示の実施方法等申出書（様式第10号）により行うものとする。

2 条例第26条第1項の規定による通知があつた場合において、保有個人情報開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第30条第3項の規定による申出は、することを要しない。

(保有個人情報の開示の実施等)

第19条 保有個人情報を閲覧し、又は視聴する者は、当該保有個人情報が記録されている行政情報を丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。

2 議会は、前項の規定に違反する者に対し、当該保有個人情報の閲覧又は視聴を中止させることができる。

3 保有個人情報の写しの交付部数は、開示請求があった保有個人情報1件につき1部とする。

(開示請求に係る写しの交付に要する費用)

第20条 条例第32条第2項に規定する保有個人情報の写しの交付に要する費用は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 写しの作成に要する費用 別表左欄に掲げる保有個人情報が記録されている行政情報の種類に応じ、同表右欄に定める額

(2) 写しの送付に要する費用 郵便料金相当額

(開示請求に係る写しの送付に要する費用の納付方法)

第21条 前条第2号の写しの送付に要する費用は、郵便切手により納付するものとする。

(保有個人情報訂正請求書)

第22条 条例第34条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(様式第11号)によるものとする。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第23条 条例第36条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書(様式第12号)とする。

2 条例第36条第2項の書面は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書(様式第13号)とする。

(保有個人情報訂正決定等期限延長通知書)

第24条 条例第37条第2項の書面は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(様式第14号)とする。

(保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書)

第25条 条例第38条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(様式第15号)とする。

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第26条 条例第39条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(様式第16号)とする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第27条 条例第41条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（様式第17号）によるものとする。

（保有個人情報利用停止決定通知書等）

第28条 条例第43条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書（様式第18号）とする。

2 条例第43条第2項の書面は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（様式第19号）とする。

（保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書）

第29条 条例第44条第2項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（様式第20号）とする。

（保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書）

第30条 条例第45条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第21号）とする。

（諮問をした旨の通知書）

第31条 条例第47条第2項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書（様式第22号）により行うものとする。

（実施状況の公表）

第32条 条例第53条の規定による実施状況の公表は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 保有個人情報の開示請求等の状況
- (2) 保有個人情報の開示請求等に対する決定状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

（その他）

第33条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第20条関係）

保有個人情報が記録されている行政情報の種類	写しの作成の方法		写しの作成に要する費用	
文書及び図画	複写機による写しの作成（日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に複写する場合）	白黒	1枚につき10円	
		カラー	1枚につき20円	
	その他の方法による写しの作成		実費相当額	
電磁的記録	用紙への出力による写しの作成（日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力する場合）	白黒	1枚につき10円	
		カラー	1枚につき20円	
	光ディスク（容量700メガバイトのもの）への複写による写しの作成		1枚につき60円	
	光ディスク（容量4.7ギガバイトのもの）への複写による写しの作成		1枚につき100円	
	その他の方法による写しの作成		実費相当額	

備考 1枚の用紙の両面に複写、印刷又は出力した場合の写しの作成に要する費用は、2枚として計算する。

保有個人情報開示請求書

年 月 日

（宛先）さいたま市議会議長

氏 名 _____

住所又は居所 _____

電話番号 _____（ _____ ） _____

さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例第21条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 対面による開示の実施を希望する ＜実施の方法＞ <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ＜実施の希望日＞ _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日までの期間
イ 写しの送付を希望する

3 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） （ア） 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 _____ 月 _____ 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 （イ） 本人の氏名 _____ （ウ） 本人の住所又は居所 _____
ウ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を郵送して請求をする場合には、加えて住民票の写し（30日以内に作成されたものに限る。）を添付してください。
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類（30日以内に作成されたものに限る。）を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 委任状を提出するとともに、委任者の本人確認書類のコピーを添付してください。

〔処理欄〕

受付印	担当課	收受印
	電話番号 (内線)	

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市議会議長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例第26条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので通知します。

1 開示する保有個人情報（全部開示・部分開示）

--

2 不開示とした部分とその理由

--

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市議会議長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（さいたま市議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等

--

担 当 課	電話番号	受付番号	
備 考			

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市議会議員



年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例第26条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市議会議員長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（さいたま市議会議員長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

担当課	電話番号	受付番号	
備考			

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市議会議長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例第27条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期限	年 月 日 (条例第27条第1項に基づく開示決定等期限 年 月 日)
延長の理由	

担当課	電話番号	受付番号	
備考			

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市議会議長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例第28条第1項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第28条第1項の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

担当課	電話番号	受付番号	
備考			

保有個人情報開示決定等に係る第三者意見照会書

第 号
年 月 日

様

さいたま市議会議長



あなたに関する情報が含まれている保有個人情報について、さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例第21条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第29条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報開示決定等に係る第三者意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	年 月 日

担当課	電話番号	受付番号	
備考			

保有個人情報開示決定等に係る第三者意見照会書

第 号
年 月 日

様

さいたま市議会議長



あなたに関する情報が含まれている保有個人情報について、さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例第21条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第29条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報開示決定等に係る第三者意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第29条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	年 月 日

担当課	電話番号	受付番号	
備考			

保有個人情報開示決定等に係る第三者意見書

年 月 日

（宛先）さいたま市議会議長

氏名又は名称 _____
（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名）

住所又は居所 _____
（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

保有個人情報開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市議会議長



あなたから 年 月 日付で「保有個人情報開示決定等に係る第三者意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例第29条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市議会議長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（さいたま市議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

担当課	電話番号	受付番号	
備考			

保有個人情報開示の実施方法等申出書

年 月 日

(宛先) さいたま市議会議長

氏 名 _____
住所又は居所 _____
電話番号 _____ (_____) _____

さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例第30条第3項の規定により、次のとおり申出をします。

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：
日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報 の名称等		
実施の方法	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
	(2) 複写したものの交付	① 全部 ② 一部 ()
	(3) その他 ()	① 全部 ② 一部 ()

3 開示の実施を希望する日及び場所

4 「写しの送付」の希望の有無

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(宛先) さいたま市議会議長

氏 名 _____

住所又は居所 _____

電話番号 _____ (_____) _____

さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例第 3 4 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： _____ 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等： _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

ア 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (_____ 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
ウ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____) ※ 請求書を郵送して請求をする場合には、加えて住民票の写し (30 日以内に作成されたものに限る。) を添付してください。
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類 (30 日以内に作成されたものに限る。) を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 (_____) ※ 委任状を提出するとともに、委任者の本人確認書類のコピーを添付してください。

[処理欄]

受付印	担当課	收受印
	電話番号 (内線)	

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市議会議長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例第36条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市議会議長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（さいたま市議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

担当課	電話番号	受付番号	
備考			

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市議会議長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例第36条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市議会議長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（さいたま市議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

担当課	電話番号	受付番号	
備考			

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市議会議長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例第37条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期限	年 月 日 (条例第37条第1項に基づく開示決定等期限 年 月 日)
延長の理由	

担当課	電話番号	受付番号	
備考			

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市議会議長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例第38条第1項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第38条第1項の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

担当課	電話番号	受付番号	
備考			

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市議会議長



に提供している次の保有個人情報については、さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例第35条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第39条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

担当課	電話番号	受付番号	
備考			

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

（宛先）さいたま市議会議長

氏 名 _____

住所又は居所 _____

電話番号 _____ (_____) _____

さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例第41条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： _____ 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等： _____
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止 (理由)

ア 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
ウ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を郵送して請求をする場合には、加えて住民票の写し（30日以内に作成されたものに限る。）を添付してください。
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類（30日以内に作成されたものに限る。）を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 委任状を提出するとともに、委任者の本人確認書類のコピーを添付してください。

〔処理欄〕

受付印	担当課	收受印
	電話番号 (内線)	

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市議会議長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例第43条第1項の規定により、次のとおり利用停止することと決定したので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする 内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市議会議長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（さいたま市議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

担 当 課	電話番号	受付番号	
備 考			

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市議会議長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例第43条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止をしないこ ととした理由	

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市議会議長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（さいたま市議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

担 当 課	電話番号	受付番号	
備 考			

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市議会議長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例第44条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長後の期限	年 月 日
延長の理由	

担 当 課	電話番号	受付番号	
備 考			

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市議会議長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例第 4 5 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
条例第 4 5 条第 1 項 の規定 (利用停止決 定等の期限の特例) を適用する理由	
利用停止決定等をす る期限	年 月 日

担 当 課	電話番号	受付番号	
備 考			

諮問をした旨の通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市議会議長



年 月 日付けのさいたま市議会議長に対する審査請求について、次のとおりさいたま市
情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例第 4 7 条
第 2 項の規定により通知します。

審査請求に係る保有 個人情報の名称等	
審査請求に係る開示 決定等	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日 ・ 諮問第 号

担 当 課	電話番号	受付番号	
備 考			